

ご来場による新型コロナウイルスの感染リスクを避けるために、株主の皆様の安全・安心を最優先に、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

第53期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(第53期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
事業報告	9
連結計算書類	26
計算書類	37
監査報告書	44

開催情報

<開催日時>

2020年8月27日 (木曜日)
午前10時 (受付開始 9時30分)

<開催場所>

東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 地下1階
ゲートシティホール

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

株 主 各 位

(本店所在地) 東京都港区浜松町二丁目4番1号
(本社事務所) 東京都品川区大崎一丁目11番1号
日本プロセス株式会社
代表取締役社長 上 石 芳 昭

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な対策を実施したうえで開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、ご来場による感染リスクを避けるために、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年8月26日(水曜日)営業時間終了の時(午後6時)までに到着するよう、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月27日(木曜日) 午前10時(受付開始 9時30分)
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 地下1階 ゲートシティホール
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第53期(2019年6月1日から2020年5月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期(2019年6月1日から2020年5月31日まで)
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.jpdc.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
3. 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズ(ネクタイ・上着なし)及び事前の検温・マスク等の着用にて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
4. ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願いします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2020年2月より、本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3条(本店) 当社は、本店を東京都港区に置く。	第3条(本店) 当社は、本店を東京都品川区に置く。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営体制強化のため取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	候補者属性
1	おおぶ ひとし 大 部 仁	代表取締役会長	情報システム統括	再任
2	かみいし よしあき 上 石 芳 昭	代表取締役社長	大連艾普迪科技有限公司董事長	再任
3	ただとし ろう 多 田 俊 郎	取締役	管理統括兼技術統括	再任
4	まつおか ひとし 松 岡 仁	取締役	品質統括兼プロジェクト管理支援部長	再任
5	さかまき よしひろ 坂 巻 詳 浩	取締役	財務統括兼経理部長 株式会社アルゴリズム研究所取締役	再任
6	あずま さとし 東 智	取締役	事業統括兼事業本部長 大連艾普迪科技有限公司総経理	再任
7	なごや あつし 名古屋 敦	—	事業本部副本部長 大連艾普迪科技有限公司董事	新任
8	もろほし のぶや 諸 星 信 也	取締役	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問	再任 社外取締役 独立役員
9	いちのせ ますお 一 瀬 益 夫	取締役	東京経済大学名誉教授	再任 社外取締役 独立役員

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外取締役 社外取締役候補者 独立役員 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	<p>再任</p> <p>おお ぶ ひとし 大 部 仁 (1968年6月16日生)</p>	<p>1992年4月 郵政省(現総務省)入省 2000年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2000年8月 当社取締役 2003年7月 当社代表取締役社長 2005年7月 コンピュータシステムプランニング株式会社代表取締役社長 2006年8月 株式会社日本システムアプリケーション代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役会長 2016年6月 当社代表取締役会長兼情報システム統括(現任)</p>	1,104,109株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>大部仁氏は、2003年から10年に亘り代表取締役社長を務め、2013年からは代表取締役会長に就任し、経営者としての見識・バランス感覚を備え、取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社及び当社グループの監督機能強化のために適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>かみ いし よし あき 上 石 芳 昭 (1955年3月14日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社 2001年8月 当社日立事業所長 2003年8月 当社事業統括部長 2004年3月 当社京浜事業所長 2004年8月 当社取締役 2006年6月 当社取締役事業統括 2006年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長 2007年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括 2008年7月 大連艾普迪科技有限公司董事長(現任) 2011年6月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼事業本部長 2012年8月 当社代表取締役副社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 2013年6月 当社代表取締役社長兼事業統括兼技術統括兼事業本部長 2013年8月 当社代表取締役社長兼事業統括兼事業本部長 2015年6月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役社長兼管理統括 2018年6月 当社代表取締役社長(現任)</p>	60,429株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上石芳昭氏は、当社内で事業部門、管理部門を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2007年より代表取締役副社長、2013年より代表取締役社長として当社及び当社グループの経営全般を担っております。その豊富な経験と知見をもとにした適切な経営判断によって職責を果たしており、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	<p>再任</p> <p>た だ とし ろう 多 田 俊 郎 (1959年10月3日生)</p>	1984年 4月 当社入社 2004年 3月 当社品質技術部長 2006年 8月 当社執行役員品質技術部長 2007年 6月 当社執行役員プロジェクト管理支援部長 2009年 6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長 2009年 8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長 2012年 6月 当社取締役品質統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 2013年 8月 当社取締役品質統括兼技術統括兼情報システム統括兼プロジェクト管理支援部長 2015年 6月 当社取締役事業統括兼技術統括兼事業本部長 2018年 6月 当社取締役管理統括兼技術統括(現任)	22,188株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>多田俊郎氏は、当社内で事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し、多面的な経験と幅広い見識を有しております。同氏の高い知見は、当社の重要な業務執行の決定と監督に十分な役割を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者としてしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>まつ おか ひとし 松 岡 仁 (1955年10月23日生)</p>	1976年 4月 当社入社 2004年 3月 当社日立事業所長 2008年 6月 当社交通システム事業部長兼日立事業所長 2011年 6月 当社交通システム事業部長兼産業・公共システム事業部長 2012年 6月 当社産業・公共システム事業部長 2014年 6月 当社事業本部副本部長兼日立事業所長 2015年 6月 当社品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長 2015年 8月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長 2017年 6月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼品質技術部長兼日立事業所長 2018年 6月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長兼日立事業所長 2019年 4月 当社取締役品質統括兼プロジェクト管理支援部長(現任)	41,263株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>松岡仁氏は、当社内で事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し多面的な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、当社の品質管理及びプロジェクトマネジメント支援や効率化の推進において職責を十分に果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
5	<p>再任</p> <p>さか まき よし ひろ 坂 巻 詳 浩 (1968年9月20日生)</p>	<p>1995年1月 株式会社フルキャスト（現株式会社フルキャストホールディングス）入社</p> <p>2005年10月 アジアパシフィックシステム総研株式会社（現キャノン電子テクノロジー株式会社）取締役</p> <p>2008年5月 ネットイットワークス株式会社（現KCCSモバイルエンジニアリング株式会社）取締役</p> <p>2009年10月 スリープログループ株式会社（現ギグワークス株式会社）執行役員経営管理室長</p> <p>2011年3月 当社入社</p> <p>2012年6月 当社経理部長</p> <p>2016年6月 当社財務統括兼経理部長</p> <p>2016年8月 当社取締役財務統括兼経理部長（現任）</p> <p>2018年6月 株式会社アルゴリズム研究所取締役（現任）</p>	5,363株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂巻詳浩氏は、当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しています。同氏は当社及び当社グループの経理・財務の効率化の推進において十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
6	<p>再任</p> <p>あずま さとし 東 智 (1964年1月19日生)</p>	<p>1991年10月 当社入社</p> <p>2006年7月 国際プロセス株式会社取締役</p> <p>2008年7月 大連艾普迪科技有限公司総経理（現任）</p> <p>2010年6月 当社制御システム事業部長兼海外事業推進部長</p> <p>2016年7月 国際プロセス株式会社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 当社事業統括兼事業本部部長兼営業支援・パートナー推進室長</p> <p>2018年8月 当社取締役事業統括兼事業本部部長兼営業支援・パートナー推進室長</p> <p>2019年6月 当社取締役事業統括兼事業本部部長（現任）</p>	33,282株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>東智氏は、当社の事業全般を統括し、当社事業における豊富な経験と実績を有しています。同氏は、事業戦略の策定とその推進において、十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			
7	<p>新任</p> <p>なご や あつし 名古屋 敦 (1968年8月29日生)</p>	<p>1990年4月 当社入社</p> <p>2012年6月 当社交通システム事業部長</p> <p>2015年6月 当社交通システム事業部長兼制御システム事業部副事業部長</p> <p>2016年6月 当社自動車システム事業部長</p> <p>2017年6月 当社事業本部副本部長兼自動車システム事業部長</p> <p>2019年6月 当社事業本部副本部長兼車載システム事業部長</p> <p>2019年12月 大連艾普迪科技有限公司董事（現任）</p> <p>2020年6月 当社事業本部副本部長（現任）</p>	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>名古屋敦氏は、当社内で事業部門における幅広い領域で責任者を歴任し、当社事業における豊富な経験と実績を有しています。同氏は、事業戦略の策定とその推進において、十分に職責を果たしており、当社の企業価値の更なる向上を実現するために適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> もろ ほし のぶ や 諸 星 信 也 (1945年9月13日生)	1970年4月 株式会社電通入社 1987年10月 同社情報システム室企画開発部長 1999年1月 同社情報システム局長 2005年10月 広告システム研究所所長(現任) 2005年10月 東京コンサルティング株式会社顧問(現任) 2008年8月 当社社外取締役(現任)	—
社外取締役候補者とした理由 諸星信也氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、高度な情報システム関連技術と実績を有しております。同氏は、その知見と上場企業での上級管理者としての視点に基づき経営の監督にあたり、十分にその職責を果たしており、社外取締役として適切な人材であると判断しました。 諸星信也氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。			
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> いちの せ ます お 一 瀬 益 夫 (1948年5月22日生)	1975年4月 東京経済大学経営学部助手 1993年4月 東京経済大学経営学部教授 2008年4月 東京経済大学常務理事兼副学長 2018年4月 東京経済大学名誉教授(現任) 2018年8月 当社社外取締役(現任)	—
社外取締役候補者とした理由 一瀬益夫氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、略歴に記載のとおり経営学に関する幅広い知見を有しております。同氏は、その知見に基づき経営の監督にあたり、十分にその職責を果たしており、社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。 一瀬益夫氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 諸星信也氏及び一瀬益夫氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 責任限定契約の概要
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めており、本総会において、諸星信也氏及び一瀬益夫氏の再任が承認された場合、両氏と当社の間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、諸星信也氏及び一瀬益夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、次期定時株主総会開始の時までを選任の効力とする補欠監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	浦山 一 (1963年1月8日生)	1985年4月 当社入社 2009年6月 当社特定情報システム事業部長 2019年6月 当社管理部マネージャー 2020年4月 当社経営監査室長(現任)	3,000株
	補欠監査役候補者とした理由 浦山一氏は、当社内の事業部門や管理部門の責任者を歴任し当社の事業運営全般に精通しております。また同氏は経営管理に関して幅広い知見を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	石橋 克郎 (1960年2月6日生)	1990年9月 株式会社TAC入社 1995年10月 司法試験合格 1996年4月 司法研修所入所(第50期司法修習生) 1998年3月 司法研修所卒業 1998年4月 弁護士(東京弁護士会) 1998年4月 中村法律事務所(現中村・椎名法律事務所)入所 2003年4月 中央大学法科大学院実務講師 2007年4月 中央大学法科大学院兼任講師(現任) 2007年4月 明治学院大学法科大学院兼任講師 2009年4月 東京弁護士会常議員 2019年4月 石橋総合法律事務所 所長(現任)	—
	補欠社外監査役候補者とした理由 石橋克郎氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠社外監査役候補者に関する事項

(1) 石橋克郎氏は補欠社外監査役候補者であります。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款で定めております。本総会において、石橋克郎氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏と当社の間で当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 候補者浦山一氏は監査役川田匡博氏の補欠、候補者石橋克郎氏は社外監査役椎名健二氏及び社外監査役上園朗氏の補欠であります。

以上

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、輸出が弱含む中、製造業を中心に弱さが一段と増した状況が続いているものの、雇用・所得環境の改善など緩やかな回復が続くことが期待された一方で、米国通商政策の動向などの海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響など不透明な状況が続きました。さらに、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外の経済に与える影響は先が見通せない状況となっております。

情報サービス産業におきましては、IoT、AI（人工知能）、ビッグデータなどの急速な進化に伴い、自動運転をはじめ様々な分野でのICT（情報通信技術）の活用が進む一方、サイバー攻撃などへの防御としてセキュリティ技術の高度化も求められており堅調に推移すると見込まれていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりIT投資の動向については慎重に見極めていく必要が生じています。

こうした環境の中、当社は、「ソフトウェアで社会インフラ分野の安全・安心、快適・便利に貢献する」を中期経営ビジョンとする中期経営計画（2018年6月～2021年5月）を策定し、獲得事業の主力化と新分野の開拓、持続的成長への投資、トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスの継続を基本方針としました。

具体的には、獲得事業の主力化と新分野の開拓については、前中期経営計画期間中に大きく拡大した自動運転/先進運転支援関連を主力事業化した一方、建設機械や医療関連のIoT分野については継続して拡大を図っております。また、AI、ネットワーク、セキュリティ、クラウドなどさらなる新分野の開拓にも積極的に取り組んでおります。持続的成長への投資については、人材への投資、働きやすい環境や生産設備への投資などを計画的に実施しており、本社及び横浜事業所の移転拡張、日立事業所のリノベーションを完了いたしました。トータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービスの継続については、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることで、顧客に最大のメリットを提供するという取組みを、顧客を巻き込んだ長期的な取組みとして継続しております。

当期の経営成績としましては、全社的に良好な受注環境が継続したことに加え、前中期経営計画より取り組んでいる請負化とオフショア開発の推進などにより、売上は計画を上回りました。また、働きやすい環境への投資や働き方改革に取組みながらも、プロジェクト管理の強化などで生産性が向上したことで利益も計画を大きく上回り、売上、利益とも上場来最高を3期連続で更新いたしました。

この結果、売上高は7,770百万円（前期比7.7%増）、営業利益は727百万円（前期比18.3%増）、経常利益は785百万円（前期比18.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は558百万円（前期比11.5%増）となりました。

なお、2019年9月30日開催の当社取締役会において、株主の皆様への一層の利益還元と機動的な資本政策の遂行を目的として自己株式を取得することを決議し、2019年11月22日までに取得上限株式数である200千株の買付を実施いたしました。また、新型コロナウイルス感染防止対策として、リモートワーク環境の整備を進める一方、国内外出張・会議・研修の中止や顧客との開発スケジュールの見直しなどがありましたが、当期における業績への影響は軽微でした。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(制御システム)

制御システムでは、火力発電所向け監視・制御システムは開発量が減少したものの、次世代制御ミドルは堅調に推移しました。また、東京圏輸送管理システムと新幹線の運行管理システムが好調に推移したことに加え、品質確保と高効率化を図ったことで、利益率が向上しました。

この結果、売上高は1,344百万円（前期比4.2%増）、セグメント利益は317百万円（前期比10.2%増）となりました。

(自動車システム)

自動車システムでは、自動運転/先進運転支援関連は旺盛な需要が継続し、車載ネットワーク制御や基盤ソフトウェアなどが好調に推移しました。また、電動化案件は横ばいで推移し、エンジン制御と変速機制御は開発量が減少しました。

この結果、売上高は1,887百万円（前期比1.0%増）、セグメント利益は449百万円（前期比7.1%増）となりました。

(特定情報システム)

特定情報システムでは、危機管理関連は開発量が増加したことに加え、作業効率化を進めたことにより、売上、利益とも前年を上回りました。地理情報関連と映像監視関連は堅調に推移しました。また、自動運転/先進運転支援関連の画像認識/識別案件は、横ばいで推移しました。

この結果、売上高は699百万円（前期比17.7%増）、セグメント利益は169百万円（前期比58.0%増）となりました。

(組込システム)

組込システムでは、ストレージデバイス開発と新ストレージ開発が堅調に推移しました。IoT建設機械関連は、オペレーティングシステム周辺の開発に参画するなど体制を拡大し、請負開発も増加しました。自動運転/先進運転支援関連のベーシックソフトウェア開発は、横ばいで推移しました。

この結果、売上高は1,044百万円（前期比9.9%増）、セグメント利益は254百万円（前期比16.8%増）となりました。

(産業・公共システム)

産業・公共システムでは、鉄道保守/設備管理関連と駅務機器の開発や、鉄道子会社向けのエンジニアリングサービスが好調に推移しました。デジタルカメラ関連やフォトイメージング関連は堅調に推移しました。また、注力分野としているロボティクス関連、AI関連、IoT関連は概ね横ばいで推移しました。

この結果、売上高は1,957百万円（前期比21.9%増）、セグメント利益は419百万円（前期比14.4%増）となりました。

(ITサービス)

ITサービスでは、構築業務はパブリッククラウド案件の受注に注力し、保守・運用業務よりリソースをシフトしたことで堅調に推移した一方、保守・運用業務は売上、利益とも前年を下回りました。

この結果、売上高は836百万円（前期比7.6%減）、セグメント利益は144百万円（前期比10.9%減）となりました。

- ② 設備投資等の状況
当社グループの当期の設備投資額は114百万円ですが、その主なものはソフトウェア開発のための事務用機器15百万円、社内システム改善のためのソフトウェア39百万円、本社移転に伴う建物附属設備及び什器備品等43百万円です。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社は、2019年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である国際プロセス株式会社と吸収合併を行い、同社が営んでおりましたシステム開発事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2019年6月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である国際プロセス株式会社と吸収合併を行い、同社の完全子会社である大連艾普迪科技有限公司を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (2017年5月期)	第 51 期 (2018年5月期)	第 52 期 (2019年5月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (2020年5月期)
売 上 高(千円)	5,567,629	6,289,280	7,215,377	7,770,659
経 常 利 益(千円)	464,412	579,315	665,122	785,796
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	306,280	314,052	501,149	558,579
1株当たり当期純利益(円)	31.11	31.88	51.09	57.40
総 資 産 額(千円)	9,682,416	10,066,443	10,628,865	11,295,602
純 資 産 額(千円)	8,308,759	8,514,604	8,822,364	9,396,620
1株当たり純資産額(円)	843.96	866.46	896.61	973.04

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 当社は2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第52期の期首から適用しており、第51期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アルゴリズム研究所	千円 10,000	% 100.0	コンピュータソフトウェアの受託開発
大連艾普迪科技有限公司	千人民元 632	% 100.0	各種ソフトウェアの開発

- (注) 1. 当社の連結子会社でありました国際プロセス株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併（合併期日：2019年6月1日）により消滅したため、除外しております。
2. 大連艾普迪科技有限公司は、当社グループでの重要性が高まることを見込まれるため、当期より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済状況の激変から、業界別の受注環境は大きく変化しております。そのため、当社の各セグメント間での受注量の格差が拡大し、受注価格低減の要求もあいつつ、早急な対応をとることが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要すると見込まれることから、事業環境の変化に対応することも求められます。

これらの直面する課題に対処するだけでなく、今後さらなる飛躍をするための備えをすることも重要な課題であり、以下の取組みを行ってまいります。

- ① 営業力の強化と引き合い案件の増加
取引量の多い既存の顧客からの安定受注に加え、それに次ぐ顧客からの受注拡大のネックとなっているリソースを確保するために人材の流動化をさらに進めます。また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にもつなげてまいります。
- ② 請負化・大規模化の推進
プロジェクト管理支援部によるプロジェクトマネージャ育成プログラムを実施し、プロジェクト管理力を強化することにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化します。品質技術部により開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ります。また、必要な技術を持つ技術者を流動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携を強化してまいります。
- ③ コスト競争力の強化
プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させると同時に、中国現地法人を活用し原価低減を進めます。また、基幹情報システムにより管理業務を効率化させることで販売費及び一般管理費を削減し、コスト競争力を強化してまいります。
- ④ 優秀な人材の確保、育成
当社グループの競争力の源泉である人材育成に関しては、これまで同様、社外の人材育成の専門家の協力を得て、最優先事項として取り組んでまいります。また、採用活動においても、海外を含めた広い視野で実施し、優秀な人材の確保に努めてまいります。
- ⑤ グローバル化の推進
今後も増加することが予想されます海外案件につきましては、顧客がグローバル市場で競争優位を保てるよう技術の育成を図り、顧客とともに積極的にグローバル化を推進してまいります。
- ⑥ パートナー企業の開拓
業界におけるリソース（技術者）不足を解消するために、業務を任せられることのできる技術力に優れたパートナーを増やしてまいります。また、あわせて必要となる技術者を必要なタイミングで見つける仕組み作りを進めてまいります。
- ⑦ 働き方改革の推進
多種多様な働き方に対応するための制度の導入や、利便性・生産性を向上するための労働環境の改善を進め、持続的な成長を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年5月31日現在)

事業種類	セグメント	主な事業内容
システム開発	制御システム	エネルギープラント、交通・運輸
	自動車システム	自動運転/先進運転支援、車載制御、車載情報機器
	特定情報システム	防災、危機管理、宇宙・航空
	組込システム	ストレージデバイス、IoT建機、医療機器
	産業・公共システム	ビジネスシステム、公共システム
情報サービス	ITサービス	構築サービス、保守・運用サービス

(6) 主要な事業所等 (2020年5月31日現在)

名称	所在地
日本プロセス株式会社	
本社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
日立事業所	茨城県日立市大みか町一丁目5番17号
勝田事業所	茨城県ひたちなか市高場1488番9
京浜事業所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
横浜事業所	神奈川県横浜市西区平沼一丁目2番23号

(注) 横浜事業所は、2019年10月1日付をもって、神奈川県横浜市戸塚区上倉田町489-1から移転しました。

(7) 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
657名	97名増

(注) 1 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員13名は含まれておりません。

2 従業員数が前連結会計年度末と比べて97名増加したのは、非連結子会社でありました大連艾普迪科技有限公司を連結の範囲に含めたためであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
544名	1名増	37.9歳	13.2年

(注) 従業員数には、使用人兼務役員及び臨時従業員11名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年2月1日付をもって、本社を東京都品川区大崎一丁目11番1号に移転いたしました。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2020年5月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,580,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 9,656,972株 (自己株式988,048株を除く) |
| ③ 株主数 | 2,110名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 部 満 里 子	1,248千株	12.93%
大 部 仁	1,104千株	11.43%
大 部 力	1,090千株	11.29%
日本プロセス社員持株会	714千株	7.40%
アドソル日進株式会社	622千株	6.44%
吉 川 豁 彦	504千株	5.22%
第一生命保険株式会社	334千株	3.46%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	236千株	2.45%
白 川 一 幸	200千株	2.07%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	113千株	1.18%

- (注) 1. 当社は、自己株式を988,048株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2018年8月24日開催の第51期定時株主総会においてご承認いただきました、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の導入に伴い、2019年9月18日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役6名に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分いたしました。
- | | |
|--------------|-------------|
| イ. 処分した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 処分した株式の総数 | 17,739株 |
| ハ. 処分価額の総額 | 13,038,165円 |
- 二. 処分の目的 譲渡制限付株式報酬に基づいた取締役への株式割当てのため
ホ. 処分した日 2019年10月16日
- ② 当社は、2019年9月30日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議し、2019年11月22日をもって200,000株を取得しました。
2019年10月1日から2019年11月22日の取得状況は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------------|
| イ. 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ. 取得した株式の総数 | 200,000株 |
| ハ. 取得価額の総額 | 172,236,700円 |

(3) 会社役員の状況（2020年5月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大部 仁	情報システム統括
代表取締役社長	上石 芳昭	大連艾普迪科技有限公司董事長
取締役	多田 俊郎	管理統括兼技術統括
取締役	松岡 仁	品質統括兼プロジェクト管理支援部長
取締役	坂巻 詳浩	財務統括兼経理部長 株式会社アルゴリズム研究所取締役
取締役	東 智	事業統括兼事業本部長 大連艾普迪科技有限公司総経理
取締役	諸星 信也	広告システム研究所所長 東京コンサルティング株式会社顧問
取締役	一瀬 益夫	東京経済大学名誉教授
常勤監査役	川島 匡博	株式会社アルゴリズム研究所監査役 大連艾普迪科技有限公司監事
監査役	椎名 健二	弁護士（東京弁護士会）中村・椎名法律事務所
監査役	上蘭 朗	上蘭朗公認会計士事務所所長 カウンスードコンサルティング株式会社代表取締役 カウンスード税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役諸星信也氏、一瀬益夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役諸星信也氏、一瀬益夫氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 監査役椎名健二氏、上蘭朗氏は、社外監査役であります。
4. 監査役上蘭朗氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 監査役上蘭朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	74百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	16百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	90百万円 (10百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1990年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 上記取締役の報酬限度額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、2018年8月24日開催の第51期定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1990年8月30日開催の第23期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額21百万円（取締役6名21百万円）、株式報酬費用12百万円（取締役6名12百万円）が含まれております。
6. 当事業年度末時点の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2019年8月23日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役が1名（うち社外監査役は0名）が含まれているためであります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2016年8月26日開催の第49期定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する社外取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

なお、当事業年度において退任した監査役に対し、以下のとおり支給いたしました。

監査役 1名 6百万円（うち社外監査役 0名）

（金額には、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、6百万円が含まれております。）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役諸星信也氏は、広告システム研究所所長、東京コンサルティング株式会社顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役一瀬益夫氏は、東京経済大学名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役椎名健二氏は、中村・椎名法律事務所の弁護士（東京弁護士会）であります。当社は中村・椎名法律事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。
- ・監査役上蘭朗氏は、上蘭朗公認会計士事務所所長、カウンシードコンサルティング株式会社代表取締役、カウンシード税理士法人代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 諸 星 信 也	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 同氏は、出席した取締役会において、情報システム関連技術者及び上場企業の上級管理者の経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。
取締役 一 瀬 益 夫	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。 同氏は、出席した取締役会において、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜必要な発言を行いました。
監査役 椎 名 健 二	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行いました。
監査役 上 園 朗	当事業年度中に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会6回の全てに出席いたしました。 同氏は、出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行いました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

四谷監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました京橋監査法人は、2019年8月23日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	四谷監査法人	京橋監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	12百万円	4百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円	4百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、2015年7月6日開催の監査役会で決議した「会計監査人の解任又は不再任の判断基準」に該当した場合には、監査役会規則に則り、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定する方針です。

また、会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の理由を報告します。

「会計監査人の解任又は不再任の判断基準」

- ・会社法第340条第1項各号に該当したとき
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反により監督官庁から行政処分その他の措置を受けたとき
- ・日本公認会計士協会の上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿の登録が取り消されたとき
- ・会計監査人の能力、組織及び体制（審査体制を含む）、監査の品質、独立性等において監査を遂行するに不十分であると判断したとき
- ・職務上の義務違反があったとき

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、法令、定款及び社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを、行動規範／行動指針を通し取締役、監査役、使用人に周知徹底を行う。
 - ロ. 当社は、組織総合規程、職務分掌細則、決裁権限細則、稟議規程等を制定し、職務の執行と範囲を明確に定める。
 - ハ. 取締役は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努める。
 - ニ. 監査役は当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
 - ホ. 内部監査部門は、各部門の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
 - ヘ. 内部統制管理責任者及び内部統制事務局を定め、内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ト. 取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 文書管理規程及び文書管理規程細則に基づいて、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。
- ③ リスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ. 内部統制管理責任者は、管理部及び関連部署と連携し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制管理責任者より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し統括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員連絡会を原則週1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席する経営会議を原則月1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ハ. 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、各部門においてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。

- ⑤ 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社取締役会は、グループ会社共通の企業理念、行動規範／行動指針を策定し、グループ全体に周知徹底する。
 - ロ. グループ会社統括は、内部統制管理責任者と連携し、各グループ会社の内部統制システムの構築・運用・改善を推進する。
 - ハ. 当社取締役、部門長、グループ会社社長は、各担当部門の業務執行及び財務報告に係る適切性を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
- 二. 内部監査部門は、グループ各社の業務を監視し不正等を発見した場合、社長に報告するとともに改善を勧告しなければならない。また、内部統制システムに関する独立的な評価を行い、社長に報告する。
- ホ. グループ会社の取締役、使用人等は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報規程に基づき速やかに社内窓口又は社外の顧問弁護士に対し、通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して当社は不利益な取り扱いを行わない。
- ヘ. グループ会社の社長、もしくはグループ会社統括は、グループ会社の経営について当社取締役会において事業内容の定期的な報告を行う。また、重要案件において、グループ会社の社長は、グループ会社統括と協議し、グループ会社での協議結果を当社取締役会に随時報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助のための使用人を配置し、その人事については取締役と監査役が協議して決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関し、取締役、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、監査役にその都度報告するものとする。
 - (a) 内部統制システム構築に関する事項
 - (b) 当社の重要な会計方針、会計基準の変更に関する事項
 - (c) 重要な開示に関する事項
 - (d) 監査役から要求された会議議事録に関する事項
 - (e) その他コンプライアンス上重要な事項
 - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられている。
 - ハ. 当社及び当社グループは、監査役に対して報告したことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。
- ⑨ その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議の出席、稟議書等業務に関する重要な文書を開覧することができる。

- 、代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ハ、監査役は職務について生じる費用について請求することができ、当該請求が職務執行に必要でないと思えられる場合を除き、当該請求に基づき支払いを行う。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
イ、取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監理する。
□、代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制システム構築を推進し、その整備・運用の評価を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① コンプライアンスに対する取組み
コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、ハラスメント、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。
経営監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しています。
- ② リスクマネジメントに対する取組み
リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、「内部統制リスクマネジメント基準」に基づき、リスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。
- ③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み
内部統制事務局が各部門に赴き、業務プロセスの実施者と一緒にウォークスルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と遵守の教育を実施しました。
財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

- ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えており、当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、当社のビジネスは、株主の皆様をはじめ、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

近年、新しい法制度、企業買収環境及び企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。また、株式の大量取得行為の中には、(a) 買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(b) 株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(c) 対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(d) 対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があります。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大量取得行為に対して必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組みしております。以下に掲げる取組みは、いずれも本基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社の経営方針

当社は制御、組込分野に特化したソフトウェア受託開発業務を行っており、お客様の満足度向上のためサービスをキーワードとして品質・納期・価格・セキュリティの4項目に重点を置き信頼できるソリューションを提供してまいります。具体的には

- (a) お客様に満足していただける付加価値の高い製品を提供する。
- (b) 株主の皆様のご期待と信頼に応える魅力ある成長経営を目指す。
- (c) ともに働く社員に誇りを持って楽しく働ける環境と機会を公平に提供する。
- (d) 社会の発展のために安全で適価な製品を提供する。

の4点を経営方針として掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、企業の社会的責任に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

ロ. 中期経営計画の推進

当社グループは企業価値を高めるために中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス (T-SES) を実現するために、社会インフラを戦略分野として、受注拡大のための営業強化、当社のマネジメント力を活かすための請負範囲の拡大、実務を通じた人材の育成、コスト効率向上と人材の最適配置のための子会社を含めた事業再編などを重点施策として実施してまいります。

ハ、コーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向に素早く対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会及び監査役会の機能向上に努めております。この考えに基づき、

- (a) 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて牽制機能をもって行っております。
- (b) 株主が業績結果に基づいた取締役評価をより適時に行えるように、取締役の任期は一年となっております。
- (c) 取締役会の任意の諮問委員会として代表取締役社長をのぞく常勤取締役、社外取締役、監査役から選任される指名・報酬諮問委員会及び投資審査諮問委員会を設置し、経営監督機能の向上に努め、株主重視の経営を推進しております。
- (d) 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運営について監視し、取締役の職務執行を含む日常的な経営活動の監査を行っております。監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を与えられております。
- (e) 取締役及び監査役に監査結果の報告を行う独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、内部監査規程に基づき各部門の会計監査・業務監査・コンプライアンス監査・内部統制監査を実施しております。
- (f) グループ会社を含めた全取締役、従業員が、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、速やかに管理部あるいは社外の顧問弁護士に対し通報・相談を行い、内部統制の自浄化を図る体制を整備しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益を確保するために必要であると判断いたしました。

今後、当社は、当社株式の大規模買付けを行おうとする者に対しては、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を表明・開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策として位置付けております。その方法として、

- ① 継続的な成長により株主価値を最大化すること
- ② 安定的な配当を継続すること

を実施しております。

成長の源泉として利益を確保すると同時に、配当性向概ね50%以上の安定的な配当を目標として実施してまいります。

上記の方針に基づき、当期末の配当につきましては、2020年7月8日の取締役会決議により期末配当金を1株当たり13円といたしました。なお、すでにお支払いしている中間配当金13円とあわせまして、年間配当金は1株当たり26円となります。なお、当期末の配当の効力発生日は2020年8月7日といたしました。

内部留保については、経営基盤の拡大のためのM&A、新規事業、研究開発、人材への戦略的な投資に有効活用し、業績の向上を目指してまいります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号の法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、剰余金の配当としての期末配当は毎年5月31日、中間配当は毎年11月30日を基準日としております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	6,471,343
現金及び預金	2,337,270
受取手形及び売掛金	2,139,849
電子記録債権	1,023,461
有価証券	701,483
仕掛品	188,086
その他	81,191
固 定 資 産	4,824,258
有 形 固 定 資 産	248,764
建物及び構築物	121,135
工具、器具及び備品	57,090
土地	70,538
無 形 固 定 資 産	50,084
投 資 そ の 他 の 資 産	4,525,410
投資有価証券	4,123,089
繰延税金資産	53,357
その他	348,962
資 産 合 計	11,295,602

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	1,740,739
買掛金	99,044
未払法人税等	108,623
賞与引当金	997,977
役員賞与引当金	21,361
受注損失引当金	600
瑕疵補修引当金	9,129
その他	504,003
固 定 負 債	158,242
長期未払金	81,312
役員退職慰労引当金	29,000
退職給付に係る負債	47,764
その他	166
負 債 合 計	1,898,982
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	8,655,875
資本金	1,487,409
資本剰余金	2,247,802
利益剰余金	5,518,883
自己株式	△598,220
その他の包括利益累計額	740,744
その他有価証券評価差額金	749,747
為替換算調整勘定	△9,002
純 資 産 合 計	9,396,620
負 債 純 資 産 合 計	11,295,602

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,770,659
売上原価	6,027,028
売上総利益	1,743,631
販売費及び一般管理費	1,015,737
営業利益	727,893
営業外収益	
受取利息	19,067
受取配当金	18,238
保険解約返戻金	17,938
保険配当金	7,403
雑収入	10,210
営業外費用	
寄付金	5,000
障害者雇用納付金	2,700
社用資産除却損	2,250
本社移転費用	2,827
雑損	2,177
経常利益	785,796
特別損失	
固定資産除却損	4,092
減損	26,420
税金等調整前当期純利益	755,283
法人税、住民税及び事業税	212,255
法人税等調整額	△15,551
当期純利益	558,579
親会社株主に帰属する当期純利益	558,579

連結株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,487,409	2,244,804	5,095,223	△436,024	8,391,414
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△253,457		△253,457
親会社株主に帰属する当期純利益			558,579		558,579
自 己 株 式 の 取 得				△172,236	△172,236
自 己 株 式 の 処 分		2,997		10,040	13,038
連 結 範 囲 の 変 動			118,537		118,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	2,997	423,659	△162,196	264,461
当 期 末 残 高	1,487,409	2,247,802	5,518,883	△598,220	8,655,875

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	430,950	-	430,950	8,822,364
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△253,457
親会社株主に帰属する当期純利益				558,579
自 己 株 式 の 取 得				△172,236
自 己 株 式 の 処 分				13,038
連 結 範 囲 の 変 動				118,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	318,797	△9,002	309,794	309,794
当 期 変 動 額 合 計	318,797	△9,002	309,794	574,255
当 期 末 残 高	749,747	△9,002	740,744	9,396,620

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社アルゴリズム研究所、大連艾普迪科技有限公司

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

当社の連結子会社でありました国際プロセス株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併（合併期日：2019年6月1日）により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において非連結子会社でありました大連艾普迪科技有限公司は、当社グループでの重要性が高まることが見込まれるため、当期より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連艾普迪科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、3月31日において仮決算を実施したうえ連結計算書類を作成しております。なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ロ) その他有価証券

・時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法に、在外連結子会社は定額法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年～50年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社では、定額法を採用しております（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法）。

また、在外連結子会社では定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち連結会計年度末において損失が確定視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

⑤ 瑕疵補修引当金……………ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社の役員の退職慰労金支給に備えるため、内規による連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	土地	27,588千円
なお、当連結会計年度末には、担保に係る債務はありません。		
2. 当座貸越契約		
当座貸越限度額		100,000千円
借入実行残高		－千円
差引額		<u>100,000千円</u>
3. 有形固定資産の減価償却累計額		555,770千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	10,645,020	—	—	10,645,020
自己株式				
普通株式	805,287	200,500	17,739	988,048

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式増加数及び減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	200,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	17,739株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年7月5日 取締役会	普通株式	127,916	13.00	2019年5月31日	2019年8月5日
2019年12月27日 取締役会	普通株式	125,540	13.00	2019年11月30日	2020年2月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月8日 取締役会	普通株式	125,540	利益剰余金	13.00	2020年5月31日	2020年8月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクが存在します。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、ほぼ2ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、経理部が得意先別に記録・整理して定期的に管理しております。また事業部門長が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金計画に基づき、「決裁権限細則」の所定決裁を経て、格付の高い債券のみを対象として運用しているため、信用リスクは僅少であります。

当連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

月次の取引実績は、経理部を所管する役員及び取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに取締役会に報告することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち54.3%が大口顧客（上位2社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,337,270	2,337,270	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,139,849	2,139,849	－
(3) 電子記録債権	1,023,461	1,023,461	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	4,801,822	4,797,503	△4,319
① 満期保有目的の債券	2,702,778	2,698,459	△4,319
② その他有価証券	2,099,044	2,099,044	－
資産計	10,302,404	10,298,085	△4,319
(1) 買掛金	99,044	99,044	－
(2) 未払法人税等	108,623	108,623	－
負債計	207,668	207,668	－

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と時価との差額及び連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	400,000	401,698	1,698
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	2,302,778	2,296,760	△6,017
合計	2,702,778	2,698,459	△4,319

②その他有価証券

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,401,525	317,394	1,084,131
債券	200,790	200,000	790
小計	1,602,315	517,394	1,084,921
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券	496,729	501,010	△4,281
小計	496,729	501,010	△4,281
合計	2,099,044	1,018,404	1,080,639

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	22,750

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,335,652	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,139,849	—	—	—
電子記録債権	1,023,461	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	600,000	2,100,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの (その他)	100,000	500,000	100,000	—
合計	6,198,964	2,600,000	100,000	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

973円04銭

1株当たり当期純利益

57円40銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,871,453	流 動 負 債	1,691,646
現金及び預金	1,829,453	買掛金	116,911
電子記録債権	1,023,461	未払金	421,817
売掛金	2,050,557	未払費用	12,124
有価証券	701,483	未払法人税等	99,323
仕掛品	190,186	預り金	43,534
前払費用	55,318	賞与引当金	966,845
その他	20,992	役員賞与引当金	21,361
固 定 資 産	5,037,168	受注損失引当金	600
有 形 固 定 資 産	240,903	瑕疵補修引当金	9,129
建物	115,002	その他	0
構築物	4,645	固 定 負 債	81,478
工具、器具及び備品	50,716	長期未払金	81,312
土地	70,538	その他	166
無 形 固 定 資 産	46,416	負 債 合 計	1,773,124
ソフトウェア	45,255	純 資 産 の 部	
その他	1,161	株主資本	8,385,751
投 資 そ の 他 の 資 産	4,749,848	資本金	1,487,409
投資有価証券	4,123,089	資本剰余金	2,203,758
関係会社株式	281,469	資本準備金	2,174,175
関係会社出資金	10,000	その他資本剰余金	29,583
長期前払費用	1,925	利益剰余金	5,292,803
繰延税金資産	35,120	利益準備金	65,370
その他	298,242	その他利益剰余金	5,227,433
資 産 合 計	10,908,622	別途積立金	3,300,150
		繰越利益剰余金	1,927,283
		自 己 株 式	△598,220
		評価・換算差額等	749,747
		その他有価証券評価差額金	749,747
		純 資 産 合 計	9,135,498
		負 債 純 資 産 合 計	10,908,622

損益計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,362,159
売上原価		5,767,914
売上総利益		1,594,245
販売費及び一般管理費		939,261
営業利益		654,984
営業外収益		
受取利息	71	
有価証券利息	17,761	
受取配当金	18,238	
受取手数料	2,253	
保険解約返戻金	17,938	
保険配当金	7,402	
雑収入	1,073	64,739
営業外費用		
寄付金	5,000	
障害者雇用納付金	2,700	
社用資産除却損	2,250	
本社移転費用	2,827	
雑損失	2,177	14,955
経常利益		704,769
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	7,575	7,575
特別損失		
固定資産除却損	4,092	
減損損失	26,420	30,513
税引前当期純利益		681,832
法人税、住民税及び事業税		198,200
法人税等調整額		△2,095
当期純利益		485,728

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,487,409	2,174,175	26,585	2,200,760	65,370	3,300,150	1,695,012	5,060,532	△436,024	8,312,678
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△253,457	△253,457		△253,457
当 期 純 利 益							485,728	485,728		485,728
自 己 株 式 の 取 得									△172,236	△172,236
自 己 株 式 の 処 分			2,997	2,997					10,040	13,038
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,997	2,997	-	-	232,270	232,270	△162,196	73,072
当 期 末 残 高	1,487,409	2,174,175	29,583	2,203,758	65,370	3,300,150	1,927,283	5,292,803	△598,220	8,385,751

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	430,950	430,950	8,743,628
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△253,457
当 期 純 利 益			485,728
自 己 株 式 の 取 得			△172,236
自 己 株 式 の 処 分			13,038
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	318,797	318,797	318,797
当 期 変 動 額 合 計	318,797	318,797	391,870
当 期 末 残 高	749,747	749,747	9,135,498

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)

③ その他有価証券

・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品……個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年～50年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、将来支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(4) 受注損失引当金……受注案件の損失に備えるため、受注済案件のうち事業年度末において損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについては、将来発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(5) 瑕疵補修引当金……ソフトウェアの開発契約において保証期間中の瑕疵担保費用等の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額と、個別に把握可能な瑕疵補修見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

なお、進捗度の見積りについては、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価額を決定し、決算日において完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって作業進捗度とする方法を用いております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産 土地 27,588千円

なお、当事業年度末には、担保に係る債務はありません。

2. 当座貸越契約

当座貸越限度額 100,000千円

借入実行残高 -千円

差引額 100,000千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 542,725千円

4. 関係会社に対する金銭債権 1,105千円

5. 関係会社に対する金銭債務 28,581千円

6. 取締役、監査役に対する長期金銭債務

長期未払金は、取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給にかかる債務であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引 業務委託費 367,635千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	805,287	200,500	17,739	988,048

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	200,000株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	17,739株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金等	322,783千円
未払役員退職慰労金	24,897千円
投資有価証券評価損	4,450千円
未払事業税・未払事業所税	14,206千円
一括償却資産	5,135千円
減損損失	8,089千円
その他	24,443千円

繰延税金資産小計	404,006千円
評価性引当額	△37,994千円
繰延税金資産合計	366,012千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	330,891千円
繰延税金負債合計	330,891千円

繰延税金資産の純額	35,120千円
-----------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	大連艾普迪科技有限公司	所有 直接100%	システム開発 業務委託	業務委託費 (注)	367,635	買掛金	28,581

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務委託費については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	946円00銭
1株当たり当期純利益	49円92銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産額	9,135,498千円
当期純利益	485,728千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	485,728千円
普通株式の期中平均株式数	9,731,069株

(注) 潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 田 口 邦 宏 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本プロセス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

日本プロセス株式会社
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 田 口 邦 宏 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 下 條 伸 孝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本プロセス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月27日

日本プロセス株式会社 監査役会

常勤監査役	川	畠	匡	博	Ⓔ
社外監査役	椎	名	健	二	Ⓔ
社外監査役	上	藺		朗	Ⓔ

以 上

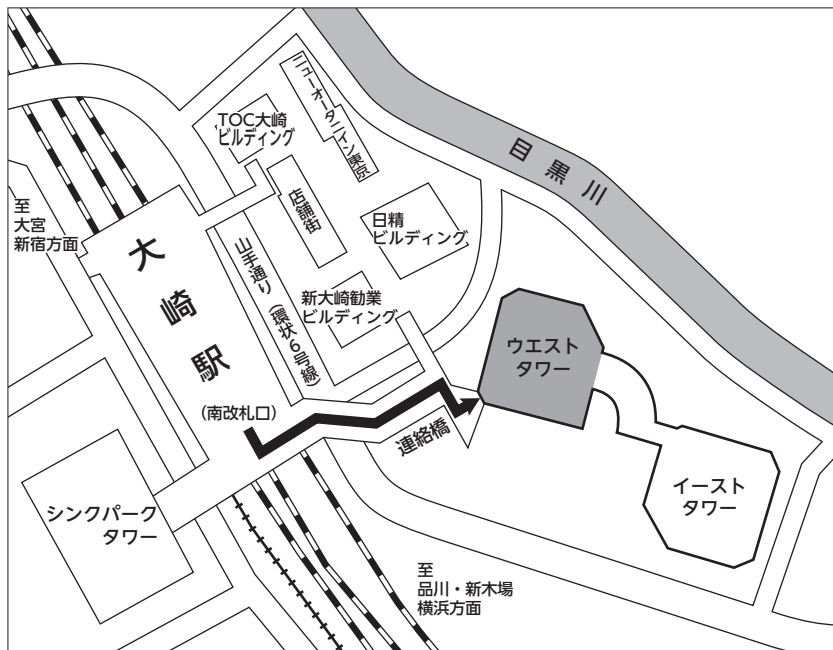
〈メ モ 欄〉

第53期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 地下1階 ゲートシティホール

交 通 JR 山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線
「大崎駅」下車、新東口（南改札口）より徒歩3分

会場付近略図



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。